

## 一般社団法人電線総合技術センターの業務執行理事兼専務理事(候補者)の公募について

平成30年3月12日  
一般社団法人電線総合技術センター

一般社団法人電線総合技術センターでは、下記の通り役員の公募を行います。

### 記

#### 1. 公募する役員のポスト及び募集人員

業務執行理事兼専務理事（常勤）1名

#### 2. 任期(予定)

平成30年度定時総会開催日（6月15日を予定）から当該総会より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時（平成32年6月頃の予定）まで。再任される場合もあります。

#### 3. 職務内容等

業務執行理事兼専務理事（以下「専務理事」という。）の職務内容の詳細、待遇等は、別紙の職務内容書をご覧ください。

#### 4. 選考の視点

職務内容書において求められる資格経験等を踏まえ、専務理事として職務を遂行するに十分な適格性を有しているか総合的に判断します。

#### 5. 選考方法等

(1) 会長が指名する者で構成する選考委員会で選考を行います。選考委員会で選考された者（1名）は、理事会で承認を受けた後、定時総会における理事選任の候補者となります。定時総会で理事に選任された場合には、その後に開催される理事会で業務執行理事兼専務理事に選定される予定です。

(2) 選考結果は、平成30年5月18日（金）までに応募者全員にご連絡します。

#### 6. 応募資格

(1) 原則として、任期满了時点で65歳未満であること。

(2) 次のいずれかに該当しないこと。

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定される者

②就任の時点から遡る過去2年間に電線・ケーブルの製造、販売又は輸入をする法人の役員又は職員であった者

注) 電気用品安全法、工業標準化法、消防法及びISO/IEC17065(適合性評価—製品、プロセス及び認証を行う機関に対する要求事項)の制約による。

## 7. 応募方法

### (1) 公募期間

平成30年3月12日(月)から平成30年4月13日(金)まで。

### (2) 応募書類の提出締切日時

平成30年4月13日(金)17時必着

### (3) 応募書類

次の①及び②の書類を封筒に入れ、③あてに、簡易書留により郵送してください。封筒の表には必ず「公募申請書類在中」と朱書きしてください。Eメールでの応募は受け付けません。

#### ①履歴書(市販の用紙で可)

- ・最近3カ月以内の顔写真を貼付のこと。
- ・職歴は、会社(又は法人)名、所属部課名、役職名等を記入のこと。
- ・連絡用の電話番号(携帯電話が望ましい。)及びEメールアドレスを記入すること。
- ・履歴書の欄が足りない場合には、別紙(様式等自由)に記入すること。

#### ②自己アピール文書(A4版縦長横書き2枚・2000字以内 様式自由 ワードプロ使用)

次の内容について、ご自身をアピールしてください。

- ・応募した職務にご自身が適任であり、優れていると考えられている点
- ・職務に関連した抱負

#### ③応募書類送付先

(応募書類送付先)

〒431-2103

静岡県浜松市北区新都田1丁目4番4号

一般社団法人電線総合技術センター 総務部長 東川 修

### (4) 本件に関する問い合わせ先

総務部長 東川 修

Eメール: [higashikawa@jectec.or.jp](mailto:higashikawa@jectec.or.jp)

☎ : 053-428-4681

## 8. その他

- (1) 応募書類については、一切返却しません。
- (2) 応募に係る費用は、全額応募者の負担とします。
- (3) 応募書類に記載された個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 選考過程でのご質問については、一切お答えできません。

## 職務内容書

### 一般社団法人電線総合技術センター専務理事（常勤）

（公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ）

専務理事は、当センターの業務執行理事の一人として、会長及び副会長を補佐して当センターの業務を執行する職務を担います。また、試験・検査及び認証業務については、トップマネジメントとしての職務を担います。

このため、法人の経営、会計、人事、労務管理及び対外的な折衝業務に関する十分な知識及び経験を有するとともに、試験・検査及び認証業務の公平性、中立性に疑念を生じさせない人格高潔な人材を専務理事として求めています。

#### 1. 法人名

一般社団法人電線総合技術センター

#### 2. 法人の業務概要

当センターは、我が国の電線・ケーブルの技術及び品質の向上に努めるとともに、都市機能の高度化や資源、環境問題の進展といった新しい技術的課題に的確に対処し、もって我が国産業社会の発展に寄与することを目的に平成3年に社団法人として設立され、その後、平成23年4月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般社団法人に移行しました。

当センターは、現在、電線・ケーブルに関する、①試験・検査及び認証（注）、②研究開発、③技術サービス及び④情報サービスの提供を4本柱として業務を推進しています。

注）法令に基づく認証として、電気用品安全法による適合性検査機関、消防法による耐火・耐熱電線認定機関、工業標準化法によるJIS製品認証機関に登録されており、また、第三者認証として、警報用ケーブル等の日本電線工業会規格への適合性に関する評価を行っています。さらに、他の認証機関と提携して、認証のための試験代行をしています。

#### 3. 任期(予定)

平成30年度定時総会開催日（6月15日を予定）から当該総会より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時（平成32年6月頃の予定）まで。再任される場合もあります。

#### 4. 職務内容

- (1) 専務理事として、会長及び副会長を補佐して、当センターの業務を執行する。
- (2) 試験・検査及び認証業務に関しては、トップマネジメントとして、運営方針の決定、経営資源の確保、マネジメントシステムの維持・管理などを行う。また、JIS 適合性評価委員会、電気用品適合性評価委員会及び耐火・耐熱電線認定委員会の委員長として、認証の可否を決定する委員会を総理する。

#### 5. 必要な経験等

- (1) 当センターが行う業務について、専務理事としての確に業務を執行できる十分な能力を有していること。具体的には、次の要件を満たすこと。
  - ①当センターの主要業務の趣旨と現状を十分に理解し、その課題の発見、解決を図るために必要な素養と意欲を有していること。
  - ②民間法人、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において、役員又は重要な管理職として強いリーダーシップと対外折衝能力を発揮してきた実績を有していること。
  - ③一般社団法人の業務及び当センターの試験・検査及び認証業務について関係法令を含めて業務上必要な知識・経験を有していること。

注) 主な関係法令として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、電気用品安全法、消防法、工業標準化法及びそれらの政省令がある。

- ④試験・検査及び認証業務は、独立性、中立性及び公平性の確保が不可欠であることから、在任中は周囲の誤解を招くような態様での利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有する者であること。
  - ⑤海外勤務、外国人との折衝経験など海外の認証機関との業務連携及び認証業務の国際化を推進するために必要な経験・知識があること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 常勤であることから、勤務場所に通常の交通手段により通勤可能なところに居住することができること。

#### 6. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当センター（静岡県浜松市北区新都田1丁目4番4号）
- (3) 勤務時間等 当センターの職員就業規則に準じる。  
参考) 職員の就業時間は、午前8時40分から午後5時20分迄である。
- (4) 給与 当センターの役員報酬支給規則による。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (6) その他 当センターの規則等に定めるところによる。